

北海道文教大学外国人留学生の懲戒に関する内規

(平成16年12月15日 程 第1号)

(目 的)

第1条 この内規は、北海道文教大学学則第38条及び北海道文教大学留学生別科規程第18条並びに北海道文教大学大学院学則第38条（以下「学則等」という。）の規定中、外国人留学生に係る懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の適用)

第2条 1か月を超えてその所在が確認できない場合は、学則等の懲戒退学中の「正当な理由がなくて出席常でない者」を適用するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、学則等の懲戒退学中の「本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」を適用するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）が適用される業種及び店舗等での就労が明らかになった場合
- (2) 資格外活動違反、不法就労で逮捕、拘留された場合
- (3) 本邦へ入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明白となった場合
- (4) 法務省入国管理局の審査で在留期間更新が不可となり、退学届の手續を、1か月を超えて怠った場合
- (5) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明し、停学の懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合
- (6) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられ、このことに関する本学からの呼び出しに1か月を超えて応じなかった場合

3 次の各号に該当する場合は、学則等懲戒条項第2項中の訓告又は停学を適用するものとする。

- (1) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明した場合
- (2) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられた場合及びこのことに関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合
- (3) 2週間を超えて無断欠席が認められる場合
- (4) 前期又は後期の履修科目の内、その半数を超える科目が未修得の場合
- (5) 「在留カード」及び「資格外活動許可書」を不携帯で、警察及び入国管理局から注意や指導を受けた場合
- (6) 本邦の法律等及び本学の諸規則等に規定され、外国人留学生として当然なすべき諸手續等を怠っている場合

(学生委員会への具申)

第3条 留学専門委員会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類並びに軽重を学生委員会へ具申できるものとする。ただし、留学専門委員会が必要と認めるときは、学生委員会の他に関係委員会と協議することができるものとする。

(改 廃)

第4条 本内規の改廃は、留学専門委員会及び学生委員会の議により原案を作成し、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成16年12月15日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年5月17日から施行する。